# 岡山県へき地医療施設運営費補助金交付要綱

| | | |
|---|---|---|
| 制　　定 | 平成１４年１０月１８日<br>施　　第　　１０１３号 |
| 改　　正 | 平成１５年　６月２６日<br>施　　第　　５３２号 |
| 改　　正 | 平成１６年　９月１４日<br>施　　第　　８３０号 |
| 改　　正 | 平成１６年１０月２１日<br>施　　第　　９３５号 |
| 改　　正 | 平成１７年　８月２２日<br>施　　第　　８０４号 |
| 改　　正 | 平成１９年１０月１５日<br>施　　第　　８１５号 |
| 改　　正 | 平成２０年１０月２３日<br>施　　第　　４７２号 |
| 改　　正 | 平成２１年１２月２５日<br>施　　第　　８３７号 |
| 改　　正 | 平成２６年　６月２６日<br>医　推　第　　３９４号 |
| 改　　正 | 平成２７年　８月２４日<br>医　推　第　　７５７号 |
| 改　　正 | 平成３０年　９月１２日<br>医　推　第　　８４５号 |
| 改　　正 | 令和　４年　１月　７日<br>医　推　第　１２４８号 |
| 改　　正 | 令和　４年１０月　７日<br>医　推　第　　８１８号 |
| 改　　正 | 令和　８年１０月２１日<br>地　医　第　　６０４号 |

岡山県保健医療部
地域医療推進課

# 岡山県へき地医療施設運営費補助金交付要綱

（趣　旨）

**第１条**　知事は、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保を図るため、へき地医療施設の運営事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和４１年岡山県規則第５６号。以下「規則」という。）、厚生労働事務次官通知別添「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」（平成23年３月31日厚生労働省発医政0331第31号）のほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

**第２条**　この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、外来医師過多区域で令和８年10月１日以降に新規開設した無床診療所であって、都道府県知事からの地域で不足する医療機能、医師不足地域での医療の提供の要請に応じず、医療法第30条の18の６第11項の規定により厚生労働大臣への通知が行われた診療所（保険医療機関の指定期間が６年である診療所は除く。）の行う事業については、交付の対象としない。

（１）へき地医療拠点病院運営事業

平成１３年５月１６日医政発第５２９号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき、知事が指定した病院の開設者が行うへき地医療拠点病院運営事業

（２）へき地診療所運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、国庫補助を受けて設置したへき地診療所（国民健康保険直営診療所を除く。）又はへき地において当該地域（へき地保健医療対策等実施要綱のへき地診療所設置基準に定める地域）唯一の医療機関として住民の医療確保を担当している診療所の運営事業

（３）へき地保健指導所運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき市町村が行う保健師の駐在及び保健指導事業

（交付額の算定方法）

**第３条**　この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）へき地医療拠点病院運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき知事が指定した病院の開設者が行うへき地医療拠点病院運営事業

ア　次の表の第１欄に定める種目ごとに、第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない額を交付額とする。

| １．種目 | ２．基準額 | ３．対象経費 |
|---|---|---|
| 医療活動費 | １か所当たり次により算出された額の合算額<br><br>へき地医療活動経費<br>（１）巡回診療等従事者経費<br>医　師61,000円×延日数<br>その他25,000円×延日数<br>厚生労働大臣が必要と認めた場合、１日当たり3,000円を加算<br>（２）巡回診療等自動車経費<br>3,700円×延回数<br>（３）代診医等派遣経費<br>医　師61,000円×延日数<br>その他25,000円×延日数<br>厚生労働大臣が必要と認めた場合、１日当たり3,000円を加算 | 無医地区等への巡回診療、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費<br>職員基本給<br>職員諸手当<br>非常勤職員手当<br>報　償　費<br>諸　謝　金<br>旅　費（研究費に計上したものを除く。）<br>備　品　費（単価50万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び情報通信機器等経費に計上したものを除く。）<br>消耗品費（情報通信機器等経費に計上したものを除く。）<br>材料費<br>印刷製本費<br>光熱水料<br>借料及び損料（情報通信機器等経費に計上したものを除く。）<br>社会保険料<br>雑役務費（情報通信機器等経費に計上したものを除く。）<br>燃料費<br>委託費<br>公課費 |
| 研究費 | １か所当たり次に定める額<br>（１）医療活動年間延日数<br>150日以上 | 学会出席に必要な次に掲げる経費<br>旅　費（学会出席旅費） |

| | | |
|---|---|---|
| | 414,000円<br>（２）医療活動年間延日数<br>75日以上 150日未満<br>310,000円<br>（３）医療活動年間延日数<br>50日以上75日未満<br>207,000円 | |
| 研修費 | １回当たり　56,000 円 | へき地診療所医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合に必要な次に掲げる経費<br>諸謝金<br>旅　費<br>消耗品費<br>印刷製本費 |
| 医療費 | 医療に要した実支出額 | 医療に必要な次に掲げる経費<br>備品費（単価50万円未満の医療用に限る。）<br>材料費（医薬品費、診療材料費）<br>雑役務費（医療機器修繕料） |
| 情報通信機器等経費 | １か所当たり次により算出された額<br>情報通信機器等<br>（ア）へき地医療拠点病院診療支援システム<br>（912,810円＋76,420円）×稼動月数<br>（イ）へき地・離島診療支援システム<br>（456,400 円＋38,210 円×導入へき地診療所数）×稼動月数 | 情報通信機器等の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費<br>報償費（へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。）<br>備品費（単価50万円未満に限る。）<br>消耗品費<br>通信運搬費<br>借料及び損料<br>雑役務費（修繕料等）<br>委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。） |
| 総合的な診療能力を有する医師育成関係経費 | １か所当たり 2,253,000円 | 総合的な診療能力を有する医師を養成する事業に必要な次に掲げる経費（指導を受ける医師に係る人件費・旅費を除く）<br>職員基本給<br>職員諸手当 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 非常勤職員手当<br>報償費<br>旅費<br>消耗品費<br>印刷製本費<br>会議費<br>通信運搬費<br>社会保険料 |

（２）へき地診療所運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、国庫補助を受けて設置したへき地診療所（国民健康保険直営診療所を除く。）又はへき地において当該地域（へき地保健医療対策等実施要綱のへき地診療所設置基準に定める地域）唯一の医療機関として住民の医療確保を担当している診療所の運営事業で市町村が行うもの又は知事が厚生労働大臣と協議の上適当と認めた者が行うもの

ア　次の表の第１欄に定める種目ごとに、第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　市町村が行う事業については、アにより種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ウ　県が厚生労働大臣と協議の上適当と認めた者が行う事業については、アにより種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額を交付額とする。

| １．種目 | ２．基準額 | ３．対象経費 |
|---|---|---|
| 事務費 | １か所当たり次により算出された額<br>（１）ｱ. 診療日数 1～ 129 日<br>6,200,000 円＋（71,000 円×実診療日数）<br>ｲ. 診療日数 130～ 259 日<br>6,200,000 円＋（77,000 円×実診療日数）<br>ｳ. 診療日数 260 日以上<br>6,200,000 円＋（87,000 円×実診療日数）<br><br>（２）訪問看護による加算額 | へき地診療所の運営に必要な次に掲げる経費<br>職員基本給<br>職員諸手当<br>非常勤職員手当<br>報　償　費<br>旅　費（研究費に計上したものを除く。）<br>備　品　費（単価50万円未満に限る。ただし、医療費及び情報通信機器等経費に計上したものを除く。）<br>消耗品費（情報通信機器等経費に |

| | | |
|---|---|---|
| | 25,000 円×訪問看護日数 | 計上したものを除く。）<br>材料費<br>印刷製本費<br>光熱水料<br>借料及び損料（情報通信機器等経費に計上したものを除く。）<br>社会保険料<br>雑役務費（情報通信機器等経費に計上したものを除く。）<br>委託費 |
| 研究費 | １か所当たり<br>（１）診療日数　1～ 129 日<br>65,000 円<br>（２）診療日数 130～ 259 日<br>130,000 円<br>（３）診療日数 260 日以上<br>195,000 円 | 医学研究及び学会出席に必要な次に掲げる経費<br>旅　費（研究旅費、学会出席旅費及び調査研究旅費）<br>備品費（医学用図書雑誌、単価 50 万円未満の研究用備品に限る。）<br>材料費（医学研究用材料） |
| 医療費 | 医療に要した実支出額 | 医療に必要な次に掲げる経費<br>備品費（単価50万円未満の医療用に限る。）<br>材料費（医薬品費、診療材料費）<br>雑役務費（医療機器修繕料）<br>委託費（診療のための検査委託料） |
| 情報通信機器等経費 | １か所当たり次により算出された額<br>（１）ファクシミリ<br>37,290円×稼動月数<br>ただし、導入初年度にあっては45,450円を加算する。<br>（２）情報通信機器等<br>297,430 円×稼動月数 | 情報通信機器等の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費<br>備品費（単価50万円未満の庁用器具に限る。）<br>消耗品費<br>通信運搬費<br>借料及び損料<br>雑役務費（修繕料等） |

（３）へき地保健指導所運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき市町村が行う保健師の駐在及び保健指導事業

ア　次の表の第１欄に定める種目ごとに、第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を

控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額を交付額とする。

| １．種目 | ２．基準額 | ３．対象経費 |
|---|---|---|
| 給与費 | 次により算出された額の合計額<br>（１）職員基本給等<br>１か所当たり　　4,641,000円<br>ただし、新設のへき地保健指導所にあっては、上記金額に稼働月数/12を乗じて得た額とする。<br>（２）寒冷地手当<br>へき地保健指導所に駐在する保健師が、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第１条に定める基準日において、同条第一号に規定する地域に在勤する場合に、同法第２条に規定する計算方法を準用して算出した額<br>ただし、同条第４項に定める場合の基準額については、１人当たり同法第１項の表における世帯等の区分のその他の職員に対応する額とする。 | へき地保健指導所に駐在する保健師に支給するために必要な次に掲げる経費<br>職員基本給<br>職員諸手当<br>非常勤職員手当（育児休業代替保健師の雇上げに要する場合に限る。）<br>社会保険料 |
| 保健指導事業費 | １か所当たり　　342,000円<br>ただし、新設のへき地保健指導所にあっては、上記金額に稼働月数/12 を乗じて得た額とする。 | 保健指導所の運営及び保健指導に必要な次に掲げる経費<br>旅費<br>消耗品費（情報通信機器経費に計上したものを除く。）<br>印刷製本費<br>光熱水料<br>雑役務費（情報通信機器経費に計上したものを除く。）<br>燃料費 |
| 情報通信機器経費 | １か所当たり次により算出された額<br>8,700 円＋2,390 円×稼動月数<br>ただし、導入初年度にあっては、40,000 円を加算する。 | 情報通信機器の維持運営に必要な次に掲げる経費<br>備品費（単価50万円未満の情報通信機器用に限る。）<br>消耗品費 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 通信運搬費<br>雑役務費（修繕料） |

**（交付の条件）**

**第４条**　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）事業に要する経費の配分の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

（２）事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

（３）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（４）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（５）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円（民間団体にあっては３０万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、規則第２０条の規定により、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

（６）知事の承認を受けて（５）の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（７）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（８）補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成２０年厚生労働省告示第３８４号）で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（９）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第４号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

　なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

**（交付申請）**

**第５条**　この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第１号様式）を６月２０日までに知事に提出して行うものとする。

（変更承認申請）

**第６条**　この補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第１０条の規定により、補助事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更をしようとするとき、又は補助事業の内容の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、第５条に定める申請手続に従い変更（中止又は廃止）承認申請書（第２号様式）を知事に提出して行うものとする。

（実績報告）

**第７条**　補助事業者は、当該年度の補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（第３号様式）を、事業完了後１か月以内又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

**附　則**

この要綱は、平成１４年１０月１８日から施行し、平成１４年４月１日から適用する。

**附　則**

この要綱は、平成１５年６月２６日から施行し、平成１５年４月１日から適用する。

**附　則**

この要綱は、平成１６年９月１４日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。

**附　則**

この要綱は、平成１６年１０月２１日から施行し、平成１６年８月２７日から適用する。

**附　則**

この要綱は、平成１７年８月２２日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

**附　則**

この要綱は、平成１９年１０月１５日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。

**附　則**

この要綱は、平成２０年１０月２３日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

**附　則**

この要綱は、平成２１年１２月２５日から施行し、平成２１年４月１日から適用する。

**附　則**

この要綱は、平成２６年６月２６日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

**附　則**

この要綱は、平成２７年８月２４日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

**附　則**

この要綱は、平成３０年９月１２日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

**附　則**

この要綱は、令和４年１月７日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

**附　則**

この要綱は、令和４年１０月７日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

**附　則**

この要綱は、令和８年１０月２１日から施行し、令和８年４月１日から適用する。